

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 27 日

( 下 線 部 分 変 更 )

改 正 案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第 6 条 定款第15条に規定する正会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1～22 (現行どおり)</p> <p>23 資本金の額又は出資の総額が金融商品取引法施行令第15条の7第1項<u>第5号又は第8号</u>に規定する金額に満たなくなつたとき。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 6 条 定款第15条に規定する正会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1～22 (省略)</p> <p>23 資本金の額又は出資の総額が金融商品取引法施行令第15条の7第1項<u>第四号</u>に規定する金額に満たなくなつたとき。</p>
<p>付 則 (平成27年5月26日)</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第44号) 附則第1条本文に規定する日 (平成27年5月29日) から施行する。</p>	